

江府町告示第9号

令和6年2月26日

江府町長 白石 祐治

第2回江府町議会3月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和6年3月5日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

加 藤 周 二

芦 立 喜 男

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

三 輪 英 男

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

三 好 晋 也

○応招しなかった議員

な し

第2回 江府町議会 3月定例会 会議録（第1日）

令和6年3月5日（火曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 長期継続契約の締結状況について
- 日程第5 議案第7号 専決処分した事項の承認について（令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第13号））
- 日程第6 議案第8号 江府町情報公開条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 江府町個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第9 議案第11号 江府町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第10 議案第12号 江府町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第11 議案第13号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第12 発議第1号 江府町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 江府町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第19 議案第20号 江府町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 江府町移住促進住宅整備事業契約の変更契約締結について
- 日程第21 議案第22号 江府町奥大山チロルの里多目的施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第23号 江府町商工観光センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第24号 江府町奥大山の水交流促進センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第25号 江府町奥大山の水処理加工施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第26号 令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和6年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第28 議案第29号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- 日程第29 議案第30号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
予算
- 日程第30 議案第31号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）
予算
- 日程第31 議案第32号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第32 議案第33号 令和6年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第34号 令和6年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第35号 令和6年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第36号 令和6年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第37号 令和6年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第38号 令和6年度江府町簡易水道事業会計予算
- 日程第38 議案第39号 令和6年度江府町下水道等事業会計予算
- 日程第39 特別委員会の設置及び付託について
- 日程第40 議案第40号 令和5年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第41 議案第41号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第5号）
- 日程第42 議案第42号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正
予算（第4号）
- 日程第43 議案第43号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）

補正予算（第 5 号）

日程第44 議案第44号 令和 5 年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号）

日程第45 議案第45号 令和 5 年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第46 議案第46号 令和 5 年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第 2 号）

日程第47 議案第47号 令和 5 年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第48 議案第48号 令和 5 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 3 号）

日程第49 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 9 名）

1 番 加 藤 周 二	2 番 芦 立 喜 男	3 番 森 田 哲 也
4 番 川 端 登志一	5 番 阿 部 朝 親	6 番 三 輪 英 男
7 番 長 岡 邦 一	8 番 川 端 雄 勇	9 番 三 好 晋 也

欠席議員（なし）

欠 員（ 1 名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松 井 英 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白 石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務課長	生 田 志 保
住民生活課長	松 原 順 二	産業建設課長	末 次 義 晃
教育課長	谷 田 孝 之	会計管理者	藤 原 靖

午前 10 時 00 分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は 9 名です。

地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、令和 6 年第 2 回江府町議会 3 月定例会を開会いたします。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において、5 番、阿部朝親議員、8 番、川端雄勇議員の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたのでお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 3 月 22 日までの 18 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、会期は 18 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（三好 晋也君） 日程第 3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。12 月議会以降の議会活動については、タブレットに配信いたしました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことをご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。お手元の資料をご覧くださいと思います。まず、1 ページ目でございますけども、一番上のほうに、公益財団法人日本ヘルスケア協会との連携協定締結式というのがございます。これは、プラネタリーヘルスの関係で中を取り持っていただきまして、公益財団法人の日本ヘルスケア協会さんと2月13日に連携協定を締結することが出来ました。これによりまして、江府町として出かける役場構想を打ち出していたんですけども、そこに更に医療のほうの連携も加えて、より中身を充実させたいというようなことでご協力いただけるということでございます。併せましてここに書いてございませんが、3月3日ついでこの間なんですけども東京の日比谷図書館のホールにおきまして、プラネタリーヘルス・イニシアティブの設立記念シンポジウムが開催されました。これも主催は公益財団法人日本ヘルスケア協会で行いましたが、プラネタリーヘルスがこれから大きな流れになるであろうということで医学、農学、食糧、いろんな分野の専門の方が来られて会が盛り上がったところでございます。今後、江府町もこういった中に入らせていただいて更に全国的な知名度を高めていきたいというふうに考えております。

2 ページ目でございます。これも一番上に本屋を中心としたまちづくりプロジェクトというのが上がっておりますけれども、2月18日にこの場所で開催をいたしました。多くの方にお集まりいただきましてワークショップNPO 法人のブックストア・ソリューション・ジャパンから理事の方に来ていただきまして行ったところ、江尾の町に賑わいと呼ぶためにはどうしたらいいのかというようなことでご議論いただきまして、結果的にこのときのまとまりを見たところ多かったのはやっぱり飲食店、食べる所が欲しいなというご意見が結構多かったような気がいたしております。引き続き3月10日にまたこうしたワークショップを開きまして今後どういう展開にしていこうかということを検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、3 ページ目でございます。中程よりちょっと下に菅沢ダム下流域浸水想定説明会というのを書いております。これは1月18日、19日で開催。最初は日野川流域の区長様にお声がけをして集まっていたいただきました。3月末までに菅沢ダムの方からダムを放流したときにどの辺りまで浸水が及ぶのかというようなことについてのものを公表されるということに先立っての説明会を3月2日に実際開かれるんですけど、その前の段階として江府町独自に区長さん宛てに開いたものであります。3月2日にも40名近い方が来られて、おそらく各集落にお話を持ち帰られるということでございます。

続きまして、4 ページ目でございます。頭のところに鳥取県原子力安全施策についての説明会

というのがございます。これも小原に建設された鳥取県防災支援基地というものがありますけれども、これについてのお話であるとか、そもそも原子力、放射線、そういったような話について県の方来られて説明をされました。これも先程の話もなんですけれども、やはり住民の皆さんのこういったものに対する防災についての安全についての関心が凄く高いなということを感じたところでございます。続きまして、4 ページ目に組織風土改善プランプロジェクトというのを上げておりますけれども、これは今年度になって実施しているところですが、民間の専門のそういった企業さんをお願いしてやっています。組織の職員のエンゲージメントを高めていくという活動を進めております。実際この1 年効果測定といいますか、職員にサーベイといってアンケート調査を行った結果、最初のアンケート調査の結果とその後、取り組みを行った後で、最初はCCC(トリプルシー) だったやつが、2 回目やったときにはB に上がっていたと、改善が見られたということでございます。これは詳しく説明するとすごく面倒くさいんですけれども、要は職員とこの組織がやっぱり期待するものとその満足度が一致することによっていい仕事ができると、そのいい仕事ができるということで住民の皆さんにサービスが還元できるといったようなことで、これからもしっかり取り組んでいって今B ランクですが、これがさらにA とかAAとかに上がっていくように努力をしたいなというふうに考えているところです。これはあまり表に出ない話なんですけれども内部的にやはりこういったことが大事なのかなというふうに考えております。同じようにその下に若手職員を対象とした接遇研修であるとか、次のページに管理職、職員を対象にしたクレーム対応研修とか、こういったこともやりながらやはり組織の力を高めていって住民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えております。すぐその下に能登半島地震の被災地支援ということで1 月と2 月のものを上げておりますけれども、3 月9 日から3 人目の派遣が今予定をされております。これからおそらく引き続きこういった県を通じて各市町村に割り当てられて派遣が続くものではなかろうかなというふうに考えております。

続きまして、6 ページをご覧くださいますと、ふるさと納税と書いております。いつも報告しておりますので報告いたしますと、累計としては2 月末現在で2 8, 6 8 9 件で5 億6, 1 2 5 万2, 0 0 0 円ということで、件数としては8 %アップ、金額としては2. 5 %アップということで大体この辺りで落ち着いてきたのかなというところでございます。3 月これから入っていくんですけれども昨年並みであれば6 億円を超えるのかなというような感じで推移をしているところでございます。

続きまして、7 ページ目でございます。ページが入ってないかもしれませんが公共交通で江府町地域公共交通会議を開催いたしました。2 月2 9 日でございます。大きなものは佐川に住宅

団地交流拠点施設が出来ますので、そこへの新しい路線１日３回ぐるぐるループするような感じで周る、３回といいますか、ループバスをまわすといったようなものが決められました。また、住民の皆様には町報を通じてお知らせをしたいなというふうに考えております。その中程よりちょっと下に佐川第２団地落成式及び内覧会というのが書いてございます。無事完成いたしまして、現在の状況を申し上げておきますと、１２戸用意したんですけれども、とりあえず１１戸は埋まりまして、あと１戸も今申請予定の方があるということで、ここはもう全部埋まりそうということでございます。次を考えないといけないなというようなことを思っております。その下に、役場旧庁舎跡地の利活用ということで、前回、議会のときにちょっとご説明をさせていただいたんですけれども、これについては４件の分譲地を造ってはどうかと。需要を把握したうえで複数あれば向かってみたいというようなお話をしておりましたけれども、３月１０日が一応締め切りの全戸配布のアンケートを行っております。現在４件の方が希望されていて確実なのは２件。希望者は４件、それでもう入りたいという方が２件ということでございますので、また議会のほうに最終的に締め切った段階でまたご報告なりご説明をさせていただきたいというふうに思います。

１個飛ばしまして、産業建設課のところですが、真ん中あたりに日野郡産業振興大会というのが書いてございます。１月２７日にこの江府町役場、この場所で開催いたしましたんですけれども、ひとつだけ特記事項がありますのは台湾の高級スーパーを経営なさっている社長さんがここにいられていろいろとお話をされた中で、いろいろ興味深いものがあって、特に水洗い珈琲さんなんですけれども、なんかもう実は取引と言いますか一部取引が始まっている状態です。大きな袋を２０袋、小さな袋を２０袋ほど取り寄せられたということで、今後台湾とのこの社長を通じての関係もいろいろと楽しみなものがあるのかなと思っているところでございます。

続きまして、教育委員会のを書いてございますが、中程にありますけども、アンサンブルコンテストの中国大会で金賞ということでございます。鳥取県勢の中では唯一の金賞ということで、本当によく頑張っているなということでございます。キャリア教育講演会では入江聖奈さんに来ていただいていろいろとお話をさせていただきましたし、下に「窓」を使った英会話レッスンということで、これももの凄く近くに居るような形で、山梨県の学校なんですけれども、ここと繋いでそういったことをやったということで、今日全協でもご説明いたしましたけどもああいった海外研修も含めて学校のほうがいろいろと試みを行っていて、やはり教育に対して前向きなといいますか、そういうことをどんどんやっていけば、そこに惹かれて江府町に来られる方も増えるんではなかろうかなと期待をしているところでございます。

最後ですけども、一番下に部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする審議会、2月27日に開催いたしまして、現在、整備中の人権文化センターの愛称が決まりました。明道館ということでございます。また、広報などでお知らせをしたいと思います。私のほうからは以上でございます。

日程第4 報告第1号

○議長（三好 晋也君） 日程第4、報告第1号、長期継続契約の締結状況についてを議題といたします。

町長から報告をお願いします。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第1号でございます。長期継続契約の締結状況についてでございます。本報告は、江府町長期継続契約を締結することが出来る契約を定める条例第4条の規定により、令和5年度において締結いたしました、長期継続契約の状況を報告いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案綴りをご覧くださいまして、次のページをお開きください。江府町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づきまして、令和5年度から翌年度以降もいたします7件の契約につきまして報告いたすものでございます。対象は、ソフトウェア、事務機器、公用車などの使用料です。詳細につきましては、記載のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 日程第4、報告第1号は、報告のみであります、この際質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

以上で報告は、終了いたします。

日程第5 議案第7号

○議長（三好 晋也君） 日程第5、議案第7号、専決処分した事項の承認について（令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第13号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 7 号でございます。専決処分した事項の承認についてでございます。

令和 5 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 1 3 号）でございます。本案は、本年 2 月 1 3 日に締結いたしました、公益財団法人日本ヘルスケア協会とのプラネタリーヘルス推進協定に基づき、協会が開催するプラネタリーヘルスのイベントにおいて、町での取り組みを全国に発信するために委託料の増額補正を行ったものでございます。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案綴りをご覧いただきたいと思います。議案第 7 号につきましては、令和 6 年 2 月 1 日に専決処分をいたしました。令和 5 年度江府町一般会計補正予算（第 1 3 号）でございます。補正予算の内容でございます。一般会計補正予算（第 1 3 号）に記載をしております。まず、1 ページ、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正です。まず、2 ページ目の歳出からご説明をさせていただきます。総務費、総務管理費 9 9 9 万円です。こちら本年 2 月 1 3 日に締結いたしましたプラネタリーヘルス推進協定に基づきまして、先程、町長が行政報告で申しましたとおり、3 月 3 日に開催いたしました、プラネタリーヘルスのイベントにおきまして、町での取り組みを全国的に発信するための委託料でございます。戻っていただきまして、1 ページ歳入です。寄附金で 9 9 9 万円。この取り組みに協賛いただきました企業から企業版ふるさと納税としてご寄附をいただいたものでございます。なお、3 ページ以降に事項別明細書を付けておりますのでお読み取りいただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 日程第 5、議案第 7 号、専決処分した事項の承認について（令和 5 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 1 3 号））の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 6 議案第 8 号 から 日程第 7 議案第 9 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 6、議案第 8 号、江府町情報公開条例の一部改正についてから、

日程第 7、議案第 9 号、江府町個人情報保護法施行条例の一部改正についてまで、以上、2 議案を一括議題といたします。本案の審議を先議いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 8 号でございます。江府町情報公開条例の一部改正についてでございます。続きまして、議案第 9 号、江府町個人情報保護法施行条例の一部改正について併せましてご説明を申し上げます。議案第 8 号、第 9 号の 2 案は、西部町村会で共同設置する情報公開・個人情報保護審査会を廃止し、審査会事務の委託先を地方自治法第 138 条に規定する先に変更するため、所要の改正を行うものでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。内容の詳細につきましては、担当からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。なお、本件は年度内に所要の手続きを完了する必要があるため、先議いただきたく併せてお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案綴りをお願いいたします。議案第 8 号、江府町情報公開条例の一部改正についてと議案第 9 号、江府町個人情報保護法施行条例の一部改正について。これらは改正理由が同じですので、まとめてご説明させていただきます。新個人情報保護法の施行に伴いまして、情報公開個人情報保護審査会について検討がなされ、現在、西部町村会で共同しているものを廃止し、令和 6 年 4 月 1 日から鳥取県下全域で設置することとなりました。この内容が議案第 8 号では、（審査会への諮問）第 18 条第 1 項。そして、議案第 9 号では、（審査会への諮問）第 5 条。それぞれ新旧対照表の右側改正前、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会とありますものを左側改正後、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する審査会というふうに改正をいたします。ここで言います、地方自治法に規定する審査会とは、鳥取県情報公開個人情報保護審査会ということになります。附則といたしまして、施行期日令和 6 年 4 月 1 日を規定しております。説明は、以上です。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は、1 議案ごとに処理進行いたします。

日程第 6、議案第 8 号、江府町情報公開条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7、議案第 9 号、江府町個人情報保護法施行条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 9 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

-----・-----・-----

日程第 8 議案第 10 号 から 日程第 10 議案第 12 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 8、議案第 10 号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についてから、日程第 10、議案第 12 号、江府町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてまで、以上、3 議案を一括議題とし、本案の審議を先議いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 10 号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について。本案は、鳥取県西部町村で共同設置しておりました、情報公開・個人情報保護審査会を廃止する協議を行うことについて、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

議案第 11 号、江府町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機

関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について。議案第12号、江府町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について。この議案第11号、第12号の2案は、それぞれ議案第9号、第10号で新たに事務の委託先を規定したことについて協議するため、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。以上3案の内容の詳細につきましては、担当からご説明いたしますので、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。なお、本件は年度内に構成団体の調整を行い、協議書を提出する必要があるため、先議いただきたく併せてお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第10号から第12号についてご説明をいたします。これら3議案は、先程の議案第8号、9号に関連する協議事項となります。地方自治法に基づきまして共同設置の廃止や次に共同設置することの協議に必要な議決をいただきたく提案いたしましたのでございます。まず、議案第10号におきまして、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会を廃止する協議について。議案第11号では、個人情報保護に関する事務委託とその委託先等を定める規約。議案第12号では、情報公開条例及び議会個人情報保護に関する事務委託とその委託先等を定める規約について議決をいただきたく提案するものでございます。内容につきまして、それぞれ添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） これから、議案に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第8、議案第10号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第10号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9、議案第 11 号、江府町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 11 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10、議案第 12 号、江府町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 12 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

_____・_____・_____

日程第 11 議案第 13 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 11、議案第 13 号、令和 5 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 14 号）を議題とし、本案の審議を先議いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 13 号、令和 5 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 1

4号)でございます。本案は、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5,149万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億9,329万9,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。議案の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。なお、速やかな執行を要する案件があるため、先議いただきますよう併せてお願いいたします。

○議長(三好 晋也君) 生田総務課長。

○総務課長(生田 志保君) 失礼します。議案第13号、一般会計補正予算(第14号)についてご説明をいたします。議案書と別に配付しております本会議資料をご覧になっていただきたいと思っております。本会議資料の最初のページをご覧ください。今回、歳入歳出それぞれ1億5,149万5,000円を減額する一般会計補正予算の概要をまとめております。今回の補正の内容ですけれども、年度末を迎えまして事業費の確定、あるいは精算に伴う増減の整理がほとんどでございます。これに伴う財源の精算が生じたということが今回補正の対応でございます。それに応じまして、大きく動いたもの、主だったものをかいつまんでご説明申し上げます。まず、歳入です。地方交付税1,500万円の減です。こちらは、地域おこし協力隊の申込者、こちらが3名無かったことによりまして、特別交付税の減でございます。続いて、少し下りていただきまして寄附金です。ふるさと応援基金寄付金、先程、行政報告でも申し上げましたとおりの実績でございますが、年度末を見込みまして減額をしております。下がっていただきまして、歳出になります。歳出、総務費、総務管理費、奥大山自然文化協議会補助金1,501万円の増としております。こちらは、地方創生推進交付金の充当となりますSDGs環境関係の事業につきまして精査をし、協議会事業として集約をいたしましたものであります。次に、移住定住促進住宅繰出金です。246万3,000円。こちらは、住宅家賃として収納したものを特別会計へ繰り出すものでございます。次に、空き家再生住宅改修事業1,100万円の減です。今年度、その対象となります物件の特定に至りませんでしたので事業を見送るものでございます。併せまして、国庫支出金も550万円減額しております。次に、徴税費それから戸籍住民基本台帳費、こちら社会福祉費のシステム改修につきましては、いずれも制度改正によるものでございます。次に、衛生費、日野病院事務負担金807万8,000円の増額です。こちらにつきましては、特別交付税の確定に伴いますルール分を負担するものでございます。以下、事業費の確定、精算に伴います増減となりますけれども、下がっていただきまして、土木費、道路橋梁費のほうが増額しております。倒木処理や道路の修繕など通常の維持管理に伴うもの、そして災害防除事業につきましては、杉谷地区の法面

工事、洲河崎地区の落石防止工事に係るものでございます。消防費です、3,631万円の減です。こちらにつきましては、江府消防署の移転工事の関係で造成工事を2期に分けて行うことといたしましたため、2期分の工事費を減額しております。一方で、NTT それから新道テレビ組合のケーブル、下水管路の移転補償分について増額をしております。下りていただきまして、教育費です。人権文化センター建築工事492万4,000円の減です。こちらは、工事費の確定に伴います減額でございます。その下の試掘調査費196万2,000円でございます。こちらは深山口の堰堤工事に伴うものです。その他、全般的におきまして人件費について採用がかなわなかったもの、それから中途退職者、育児休業者などの精査を行って減額等を行っております。次に、議案書5ページをご覧ください。事業執行をいたします関係上、年度内に支出を終わる見込みがどうしてもたたない事業がいくつかありまして、繰越明許費をお願いするものでございます。これにつきましては、年度を超えて執行を認めていただきたく、この度の補正予算の内容として加えさせていただいております。事業は一覧に掲げているとおりです。出来る限り早期の執行を図るように務めてまいりますのでよろしくお願いいたします。次に、6ページをご覧くださいと思います。第3表、債務負担行為の補正です。移住定住促進住宅等整備事業、施設整備及び運営管理費等ということで限度額6億3,870万4,000円。こちらを6億4,451万6,000円に増額いたすものです。次に、7ページです。第4表、地方債の補正をご覧ください。緊急自然災害防止対策事業につきまして、限度額100万円を130万円に。過疎対策事業につきまして限度額5億790万円を4億7,880万円に減額をするものでございます。8ページ以降に事項別明細書を付けておりますのでご確認いただきたいと思います。議案第13号、一般会計補正予算（第14号）の説明は以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 議案第13号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

議案第13号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 2 発議第 1 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 1 2、発議第 1 号、江府町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案の審議を先議いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

阿部議員。

○議会改革調査特別委員会委員長（阿部 朝親君）

.....
発議第 1 号

令和 6 年 3 月 5 日

江府町議会議長 三好晋也 様

提出者 江府町議会改革調査特別委員会

委員長 阿部朝親

江府町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

このことについて、地方自治法第 1 1 2 条及び江府町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出します。

（提出の理由）

令和 3 年の個人情報保護法の改正により、個人情報保護に関する 3 つの法と各地方公共団体の個人情報保護条例が新たな個人情報保護法として統合され、令和 5 年 4 月から施行されているが、この新法では議会を対象外となっていたため、当時の現行制度から後退しないよう、新たに、議会の個人情報の保護に関する条例を制定したところである。

この度の改正は、「鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の共同設置の廃止に関する協議書」により、鳥取県西部の構成団体の全部が鳥取県に対し、情報公開及び個人情報保護の審査会に係る事務が、令和 6 年 4 月 1 日から委託されることに伴うものでございます。

.....
構成団体といたしましては、明記されているとおりでございます。次に、改正前、改正後をご覧をいただきまして、4 月 1 日施行となっておりますので、先議をいただきご承認をいただきますようよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（三好 晋也君） 発議第 1 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13 議案第14号 から 日程第19 議案第20号

○議長（三好 晋也君） 日程第13、議案第14号、江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例の一部改正についてから、日程第19、議案第20号、江府町介護保険条例の一部改正についてまで、以上、7議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第14号でございます。江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例の一部改正についてでございます。本案は、地域情報通信に係る工事分担金の徴収について、また、事業を終了した案件について削除し、所要の整備をいたすものでございます。

続きまして、議案第15号でございます。江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、育児休業期間のある会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるよう所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第16号でございます。江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、議員報酬については、鳥取県西部町村特別職報酬等審議会からの答申を受け、また、期末手当については、令和5年度の人事院勧告に伴い、それぞれ引き上げるための改正をいたすものでございます。

議案第17号でございます。江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、特別職の給料及び期末手当について、議案第16号と同様の理由による改正を行うものでございます。

続きまして、議案第18号でございます。江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、マイナンバーカードを使用しての住民票の写し及び印鑑証明書のコンビニエンスストア交付の普及促進をより一層図るため、江府町手数料徴収条例の特例に

関する条例の期間を一年間延長したく、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第19号でございます。江府町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。本案は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割を廃止するため、江府町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第20号でございます。江府町介護保険条例の一部改正についてでございます。本案は、介護保険法第129条に基づき、令和6年度から令和9年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画における財政の均衡を図るため、計画期間の介護給付費等に要する第1号被保険者の保険料を改正するため、江府町介護保険条例の一部を改正するものでございます。以上、議案第14号から第20号につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。続けてでいいですか。

○議長（三好 晋也君） はい。

○総務課長（生田 志保君） まず、議案第14号、江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例の一部改正についてご説明をいたします。議案書をお願いいたします。この条例では、インターネット等を使用できる環境にするための機器等の新設、移設、撤去等に係る費用の負担について定めております。当初、この対象となります事業所として、町内企業のみを想定しておりましたが、近年、工事現場等で町内に会社登記の無い企業からの工事依頼が大変増えております。現状では、地方自治法の規定で分担金をいただいているところでございますが、この度の改正のひとつといたしまして、この分担金の額、賦課徴収について現状に即した方法に改めたいと考えております。また、2つ目の改正項目といたしまして、すでに、令和3年度末をもってサービスを終了しております告知端末につきまして、これを条文から削除いたします。次のページをご覧ください。告知端末という言葉の削除につきましては説明を省略させていただきます。下段の分担金の額、第3条のところをご覧ください。右側の改正前、工事費の2分の1とありますものを左側改正後、工事に要した全ての経費といたしまして、但し書きで、但し、規則に定めるものはこの限りでない。と追加をします。規則に定めるものとは町内事業所、町に登記の有る企業ということでございます。次のページをご覧ください。第4条、分担金の賦課及び徴収について。今までは、工事を行うまでというふうにしておりましてけれども、工事後に一括ということにします。

そして、第7条、分担金を還付しないことというものの表記について、改正前、町長は、既に納めたというふうにしておりますけれども、こちらを町長は、受領した分担金は還付しない。ということで改めさせていただきたいと考えております。こちらは、現状に即したように改正するものでございます。附則として、施行期日、令和6年4月1日を規定しております。

続いて、議案第15号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。議案書の次のページの新旧対照表をご覧ください。会計年度任用職員に勤勉手当を支給するようになりましたことから、これまで育児休業中の勤勉手当の支給については、除外となっておりましたものを対象とするように、第7条第2項の改正前の会計年度任用職員を除くという規定を削除いたします。附則として、施行期日、令和6年4月1日を規定しております。

続きまして、議案第16号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。議案書をお願いします。この度の改正点は2点あります。まず、1点目です。報酬につきまして、西部町村特別職報酬等審議会の答申に基づき、引き上げを行います。2点目、期末手当につきましては、令和5年度人事院勧告に基づいて、期末手当の支給率を年3.3月から3.4月に引き上げるものでございます。次のページの新旧対照表をご覧ください。まず、第2条、議員報酬です。こちらは、次のページに別表として一覧を付けておりますので、ご覧ください。それぞれ、議長、月額31万6,000円を32万3,000円に。副議長、同じく23万5,000円を24万9,000円。常任委員長及び議会運営委員長22万6,000円だったものを24万円に。議員22万1,000円を23万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。ページを戻っていただきまして、第5条、期末手当でございます。6月期、12月期それぞれにつきまして、改正前100分の165.0を乗じて得た額でありましたものを改正後100分の170.0を乗じて得た額というふうに改正をいたします。附則といたしまして、施行期日、令和6年4月1日を規定しております。

次に、議案第17号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書をお願いします。改正の理由、及び改正点につきましては、先程の議案第16号と同様ですので省略をさせていただきます。まず、第3条、給料でございます。下段の別表をご覧くださいと思います。それぞれ、町長、月額81万円を81万4,000円。副町長、同じく64万8,000円を65万1,000円。教育長、同じく55万8,000円を61万1,000円に引き上げるものです。この度、報酬等審議会の答申は、町長のみについて行われているものでございますが、副町長、教育長についても町長の伸び率に併せ、引き上げを行います。なお、従前、教育長について西伯郡と比較しまして低い現状にあり

ましたので、この度の改正によりこれを同額にしております。第4条、期末手当です。6月期、12月期それぞれについて改正前100分の165.0を乗じて得た額であったものを、改正後100分の170.0を乗じて得た額というふうに改正をいたすものでございます。附則として、施行期日、令和6年4月1日を規定しております。私からの説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第18号、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正について説明させていただきます。議案綴りを引き続きご覧ください。かがみの次のページをご覧くださいければと思います。改正前、改正後で新旧対象を付けております。今回の改正は、コンビニエンスストアでの住民票及び印鑑証明書の発行手数料を100円にするという特例措置を本年3月までとしておりましたが、更なる利用普及促進を図るためもう1年延長するものでございます。令和7年3月31日まで延長するという内容でございます。こちらについては、以上でございます。

続きまして、議案第19号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。こちらのほうにつきましては、議案綴り及び本会議資料の3ページ目をご覧くださいければと思います。本会議資料の3ページ目のほうに今回の改正内容をまとめたものを記載しております。国民健康保険税条例につきましては、令和元年度から随時見直しを掛けておりますが、国民健康保険が鳥取県ひとつに単位化されたことに伴いまして、4方式の課税方式から3方式、資産割りを無くす方式に随時進めております。令和6年度がその見直しの最終年度になりまして、令和6年度から資産割りを廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に変えるものでございます。令和6年度の税率につきましては、所得割の変更は行わず、資産割りを廃止し、均等割及び平等割にそれぞれ増額して全体を賄うというような税率の設定にさせていただいております。今回の改正については以上でございます。

続きまして、議案第20号、江府町介護保険条例の一部改正について説明させていただきます。こちらのほうも議案綴り及び本会議資料の先程の国庫の税条例の次のページをご覧くださいければと思います。こちらにつきましては、先程、全協でも説明させていただきました第9期の介護保険事業計画に基づきまして、3年間の給付見込みを算定し、それを逆算しまして、第1号被保険者の介護保険料を作成させていただいております。今回の見直しは、国のほうの制度改革もございまして従来9段階で設定しておりました介護保険料を13段階に、さらに区分変更をさせていただいております。その中で、従来、第8期と第9期の対比におきましては、基準額相当に伴いましては、月額7,200円から月額6,800円、400円の減というふうに設定させていただ

いております。本会議資料の次のページに表を付けておりまして、左側が第8期の介護保険料。第1段階から第9段階までの保険料。第9期の保険料は、第1段階から第13段階までの保険料で所得が420万円以上の方をさらに細分化しまして10段階から13段階新たに設けております。こちらのほうの給付を増やすことで低所得者、特に1段階から4段階までの人に保険料を賄うような制度設計になっております。このほか、今回の改正につきましては、一部、法令の改正に伴うような字句の修正等を行っております。詳しくは、議案綴りをご覧くださいと思います。新旧対照表を付けておりますのでこちらのほうをご覧くださいと思います。こちらについては、以上でございます。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第13、議案第14号、江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例の一部改正について。
質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第14、議案第15号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。
質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第15、議案第16号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。
質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第16、議案第17号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。
質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第17、議案第18号、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正についての
質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 18、議案第 19 号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について。

質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 19、議案第 20 号、江府町介護保険条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 20 議案第 21 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 20、議案第 21 号、江府町移住促進住宅整備事業契約の変更契約締結についてを議題とします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第 117 条の規定によって、川端雄勇君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

（川端雄勇議員退場）

午前 10 時 58 分休憩

午前 10 時 58 分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 21 号でございます。江府町移住促進住宅整備事業契約の変更契約締結についてでございます。本案は、令和 4 年 9 月 28 日に本町と株式会社 P P P プログレス江府 2022 が、江府町佐川の移住促進住宅の整備及び維持管理運営を含む江府町移住促進住宅整備事業について締結しました契約の変更をいたすものでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

なお、内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご

承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第21号、江府町移住促進住宅整備事業契約の変更契約締結について説明させていただきます。議案綴りのかがみの次のページをご覧くださいいただければと思います。契約の目的、江府町移住促進住宅の整備（設計・工事等含む）及び30年間の維持管理運営契約についてでございます。契約の金額、変更前が4億1,998万481円から変更後4億2,584万294円にするものでございます。こちらにつきましては、585万9,813円の増額でございます。この内訳につきましては、この契約を締結しましたのが先程の提案説明にありましたとおり、令和4年9月28日でございます、こちらの当時の金利が0.759%でございました。この事業の契約書によりますと、令和5年、昨年の12月末に完成して引渡しを受けておりますが、その際の金利が1.449%に増加しております。0.69%の増加に伴いまして、この契約書に基づきまして金利変動があった場合には、こちらのほうでサービス対価を変更するという契約になっているものに伴いまして、変更契約を締結させていただくものでございます。この金利の見直しにつきましては、契約によりますと今後は7年後、7年ごとに見直しをかけるような契約とさせていただいております。契約の相手先につきましては、株式会社PPPプログレス江府2023でございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 議案第21号の質疑を行います。

芦立議員。

○議員（2番 芦立 喜男君） 5、6百万上がるとるわけですけど、消費税や地方税ここは一緒に金額が記載されとるですけど、それでよろしいですか。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 大変失礼いたしました。こちらのほうは誤りでございますので、修正訂正させていただきます。気づきませんでした、大変申し訳ございません。

○議長（三好 晋也君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第21 議案第22号 から 日程第22 議案第23号

○議長（三好 晋也君） 日程第21、議案第22号、江府町奥大山チロルの里多目的施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第22、議案第23号、江府町商工観光センターに係る指

定管理者の指定についてまで、以上、2議案を一括議題といたします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第117条の規定によって、引き続き、川端雄勇君は退場をしていただいております。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第22号でございます。江府町奥大山チロルの里多目的施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、江府町商工会会長川端雄勇を江府町奥大山チロルの里多目的施設の指定管理者に定めるものでございます。

続きまして、議案第23号でございます。江府町商工観光センターに係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、江府町商工会会長川端雄勇を江府町商工観光センターの指定管理者に定めるものでございます。以上2議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたしますものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 私からは、議案第22号、江府町奥大山チロルの里多目的施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書を1枚おはぐりください。1、施設の名称、江府町奥大山チロルの里多目的施設。2、施設の所在地、江府町大字江尾2076番地4。3、指定管理者となる団体の名称、江府町商工会会長川端雄勇。4、指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第23号、江府町商工観光センターに係る指定管理者の指定についてご説明させていただきます。議案綴りを1枚おはぐりください。1、施設の名称、江府町商工観光センター。2、施設の所在地、江府町大字江尾2076番地4。3、指定管理者となる団体の名称、江府町商工会会長川端雄勇。4、指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） これより議案等に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第21、議案第22号、江府町奥大山チロルの里多目的施設に係る指定管理者の指定につ

いての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 2 2、議案第 2 3 号、江府町商工観光センターに係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

（川端雄勇議員入場）

午前 1 1 時 0 6 分休憩

.....

午前 1 1 時 0 7 分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

.....

日程第 2 3 議案第 2 4 号 から 日程第 2 4 議案第 2 5 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 2 3、議案第 2 4 号、江府町奥大山の水交流促進センターに係る指定管理者の指定についてから、日程第 2 4、議案第 2 5 号、江府町奥大山の水処理加工施設に係る指定管理者の指定についてまで、以上、2 議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 2 4 号でございます。江府町奥大山の水交流促進センターに係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、江府町地域振興株式会社代表取締役白石祐治を江府町奥大山の水交流促進センターの指定管理者に定めるものでございます。

続きまして、議案第 2 5 号でございます。江府町奥大山の水処理加工施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、江府町地域振興株式会社代表取締役白石祐治を江府町奥大山の水処理加工施設の指定管理者に定めるものでございます。以上、2 議案は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第 2 4 号、江府町奥大山の水交流促進センターに係る指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。議案綴りを 1 枚おはぐりください。1、施設の名称、江府町奥大山の水交流促進センター。2、施設の所在地江府町大字御机 8 1 0 番地 1。3、指定管理者となる団体の名称、江府町地域振興株式会社 代表取締役白石祐治。4、指定期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まででございます。

続きまして、議案第 2 5 号のご説明に入らせていただきます。江府町奥大山の水処理加工施設に係る指定管理者の指定についてでございます。議案綴りを 1 枚おはぐりください。1、施設の名称、江府町奥大山の水処理加工施設。2、施設の所在地、江府町大字御机 8 1 0 番地 1。3、指定管理者となる団体の名称、江府町地域振興株式会社 代表取締役 白石祐治。4、指定期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まででございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑は、1 議案ごとに処理進行いたします。

日程第 2 3、議案第 2 4 号、江府町奥大山の水交流促進センターに係る指定管理者の指定について。

質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 2 4、議案第 2 5 号、江府町奥大山の水処理加工施設に係る指定管理者の指定について。
質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 2 5 議案第 2 6 号 から 日程第 3 8 議案第 3 9 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 2 5、議案第 2 6 号、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算から、日程第 3 8、議案第 3 9 号、令和 6 年度江府町下水道等事業会計予算まで、以上、1 4 議案を一括議題とします。

町長から行財政方針と併せて提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 令和 6 年度当初予算案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営に

対する考え方を申し述べ、議員各位並びに町民のみなさまのご理解ご協力と、まちづくりにつきましてさらなる積極的なご参加を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルスは5類になりましたが、不安定な国際情勢、地球温暖化による急激な気候変動とその影響による異常気象、物価高騰などにより、町民のみなさまの生活は先行き不透明で不安なことも多いと承知しております。そして、新年に発生した能登半島地震は、改めて防災対策について深く考えさせられるものでした。さらに、先日、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所から公表された資料によると、2050年時点の江府町の推計人口は、全体で56%減の1,177人。0歳から14歳では71%減の54人と若年層を中心に人口が激減する一方で、75歳以上の後期高齢者の割合が41%に至る超高齢化地域になることが明らかになりました。現状維持のまま何もしなければ、人口減少、少子高齢化は加速度的に進行し、それに伴い地方交付税も減少し、町民のみなさまのために使える予算も減少する。さらに町の魅力や活力も減退するといった悪循環が予想されます。平成28年8月に町長に就任以来、江府町が「安全、安心、健康に暮らせる町」「自己実現ができる町」「未来に夢が描ける町」となるように様々な施策に取り組んでまいりましたが、新庁舎整備、佐川地区の移住促進住宅や交流拠点施設整備などを始め、近年その成果が現れつつあります。しかしながら、江府町ならではの戦略的な町政運営をさらに充実させなければ、この厳しい時代を乗り切ることは困難と考えます。

私は、今までの取組みをさらに明確にし、江府町を「一人ひとりを大切に作る町」「頑張る人を応援する町」「環境を大切に作る町」としてブランド化したいと思っています。その魅力を全国に発信することで、関係人口、定住人口の増加を目指します。それにより、町に活力が生まれ、担い手の確保、新規投資の好循環が生まれ、江府町は、持続可能な町となると信じております。それでは、基本的な考え方についてご説明申し上げます。

まず、一人ひとりを大切に作る町でございます。

子育て支援や教育環境の整備につきましては、未来を担う子どもたちのために重点的に取り組めます。保育料の無償化、通学に係る交通費の支援、義務教育学校の給食の無償化、高校生がいる世帯までの光回線使用料の支援、いもこ塾、まなびや縁側、オンスタ学習塾などの学びの支援、奥大山江府学園のふるさと魅力発信科によるふるさと教育の充実による学びの支援も引き続き行います。

そして、「保育園らしくない保育園」整備構想の実現に向けて、町民のみなさまの参画も得ながら取り組みを進めてまいります。

また、町民のみなさまの命と健康を守る砦として、江尾診療所の体制が維持されるよう努めま

す。総合診療医の育成、確保につきましても、県の協力も要請しながら日野郡3町で連携して実現に努めます。

さらに、「出かける役場推進室」を総務課内に設置し、移動手段のない高齢者の皆さんなどをサポートする体制を強化します。また、役場職員のエンゲージメントの向上対策も継続し、すべての職員がミッション達成のために自律して動く組織とすることにより、無駄を省くとともにより良い住民サービスに努めます。

続きまして、頑張る人を応援する町でございます。

町内には、産業、文化、スポーツ、福祉、まちづくりなどのそれぞれの分野で、多くの団体、グループ、事業所などが元気に活動されています。それぞれの活動が、町の活力を生むことにもつながっております。武庫地区には新たに「なないろサロン」もオープンし、町民のみなさまの憩いの場としてはもちろんのこと、IT企業の入居もあり、今後、サテライトオフィスとして人材育成や新たな起業につながることも期待しております。元気があり、勢いのあるところに人は集まってきます。町としてそうした活動を積極的に支援していい流れが生まれるように努めます。

最後に、環境を大切する町でございます。

江府町の魅力を全国に情報発信するためのキーワードとなるものが「環境」だと考えています。特に、「水」のふるさと奥大山SDGs宣言により、江府町の自然環境を大切にする姿勢が鮮明になりました。5月には、環境教育の拠点として奥大山自然塾を開校し、全国から600人を超える人に体験していただきました。埼玉県議会の視察や鳥取県議会での一般質問で取り上げられるなど、今後の展開に期待も膨らみます。本年度は、奥大山自然文化協議会も設立し、鏡ヶ成でのバイオリンコンサートも開催したところです。県内の他団体とのネットワークも活かしながら、さらに活動を展開していきます。町内での小水力発電の事業化やサントリーホールディングスとのペットボトルのBtoBの展開なども江府町の環境に対する姿勢を明確にするものです。

また、一昨年、連携協定を締結したtenrai株式会社の活動は、せせらぎ公園の再生に始まり、プラネタリーヘルスの全国的な広がりの中に江府町を引き上げてもらえる可能性を秘めています。

最後になりますが、令和5年度は、江府町制施行70周年の記念すべき年でした。しかし、江尾地区の大規模火災も発生した年でした。今後、火災からの復興を目指すとともに、旧役場庁舎跡地の活用を検討します。

また、江尾駅前に人が集まり、にぎわいが生み出されるよう、旧川上書店の活用も進めてまいります。

続きまして、議案第26号、令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算から、議案第39号、令和6年度江府町下水道等事業会計予算まで、これら14議案の提案にあたりまして、本町の財政状況について述べさせていただきます。まず、起債残高は、普通会計で約44億7,500万円、特別会計、公営企業会計と併せますと約70億7,200万円となります。令和4年度決算統計の速報値からみますと、地方債の町民1人当たりの財政負担は171万円となり、県内町村の平均96万5,000円より74万5,000円多くなっています。県内では2番目に多い水準です。

また、財政調整基金を始めとする基金残高は、令和5年度末で約16億8,600万円であり、昨年度末から約1億7,100万円の減となっています。自治体の収入に対する負債返済の割合を示す単年度の実質公債費比率が、直近の令和4年度で15.4%となっており、今後、近年借り入れを行いました新庁舎建設事業等に加え、佐川移住促進住宅等整備事業といった大型事業分の返済が加われば、この値がさらに上昇する見込みとなります。なお、3か年平均の実質公債費比率は13.9%ですが、この値が18%以上になりますと、新たな起債の借入に鳥取県の許可が必要となります。財政運営がより一層厳しさを増すこととなります。

令和6年度当初予算では、収支不足を補うため、約2億1,600万円を基金から繰り入れ、歳入に充てております。今後もこうした収支不足の状況が続くことが見込まれます。このままの財政運営では、数年後には基金は枯渇し、収支不足を埋め切れない状況が見込まれます。より抜本的な行財政改革が必要であり、取り組んでいく所存でございます。

続きまして、冒頭の施政方針に基づき編成した、新年度予算の概略について述べさせていただきます。令和6年度一般会計歳入歳出予算総額は、54億4,000万円でございます。別途特別会計といたしましては、11会計、歳入歳出予算総額13億8,758万3,000円。一般会計と合わせますと68億2,758万3,000円となります。公営企業会計は2会計で、簡易水道事業会計は、収益的収入1億1,167万3,000円、収益的支出1億1,182万7,000円、資本的収入5,309万9,000円、資本的支出9,242万3,000円。下水道等事業会計は、収益的収入1億5,568万9,000円、収益的支出1億5,568万9,000円、資本的収入2億890万8,000円、資本的支出2億5,970万円でございます。以上、令和6年度一般会計並びに特別会計、公営企業会計当初予算14議案を提案させていただきます。ご審議ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 以上、14議案の個別質疑については、予算特別委員会で行いますが、総括的な質疑がございましたらお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、日程第 25、議案第 26 号、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算から、日程第 38、議案第 39 号、令和 6 年度江府町下水道等事業会計予算まで、以上 14 議案の質疑は終了します。

日程第 39 特別委員会の設置及び付託について

○議長（三好 晋也君） 日程第 39、特別委員会の設置及び付託について。

おはかりいたします。

議長発議として、令和 6 年度予算審議議案の 14 件は、特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、予算審議は、特別委員会を設置して付託審査とすることに決しました。

議長発議として、各特別委員会の名称並びに委員の構成は、江府町議会委員会条例第 5 条の規定により、一般会計予算特別委員会を 4 名、特別会計等予算特別委員会とし 5 名をもって、それぞれの特別委員会を設置し、以上の委員数で構成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の設置並びに委員の構成は、議長発議のとおり決しました。

おはかりいたします。各特別委員会の委員の指名は、江府町議会委員会条例第 6 条の 2 の規定により、議長において指名することとし、一般会計予算特別委員会委員には、川端雄勇議員、森田哲也議員、芦立喜男議員、三好晋也の 4 名。

特別会計等予算特別委員会委員には、阿部朝親議員、長岡邦一議員、三輪英男議員、川端登志一議員、加藤周二議員の 5 名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、所属委員は、議長指名のとおり決しました。

ここで暫時休憩とし、その間に各特別委員会では、直ちに正副委員長を互選し、議長まで報告をいただきたい。

暫時この場で休憩いたします。

午前 11 時 29 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

では、各特別委員会より報告のあった正副委員長を公表します。

一般会計予算特別委員会委員長、森田哲也議員。副委員長、芦立喜男議員。特別会計等予算特別委員会委員長、川端登志一議員。副委員長、加藤周二議員の以上であります。

各委員会に付託する議案は、次のとおりであり会期中の審査として付託します。

一般会計予算特別委員会は、議案第 26 号を。特別会計等予算特別委員会は、議案第 27 号から、議案第 39 号まで以上 14 件を、それぞれの委員会に付託するので、会期中に結果の報告を求めます。

日程第 40 議案第 40 号 から 日程第 48 議案第 48 号

○議長（三好 晋也君） 続きまして、日程第 40、議案第 40 号、令和 5 年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計補正予算（第 1 号）から、日程第 48、議案第 48 号、令和 5 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 3 号）まで、以上、9 議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 40 号でございます。令和 5 年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計補正予算（第 1 号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 52 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 756 万 9,000 円といたすものでございます。

続きまして、議案第 41 号でございます。令和 5 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 292 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 3,124 万 6,000 円といたすものでございます。

続きまして、議案第 42 号でございます。令和 5 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第 4 号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 3,905 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 8,993 万 7,000 円といたすものでございます。

00円といたすものでございます。

続きまして、議案第43号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,188万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,135万7,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第44号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ111万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,692万1,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第45号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,513万3,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第46号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ7万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ591万9,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第47号でございます。令和5年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第3号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、水道事業収益に694万2,000円を追加、水道事業費用に361万4,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益8,770万9,000円、水道事業費用1億3,257万5,000円といたすものでございます。

議案第48号でございます。令和5年度江府町下水道等事業会計補正予算（第3号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、下水道事業収益から340万5,000円、下水道事業費用から290万8,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益1億5,550万8,000円、下水道事業費用1億6,692万4,000円に、また、資本的収支につきまして、資本的収入から200万円、資本的支出から110万7,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入1億3,161万9,000円、資本的支出1億7,359万6,000円といたすものでございます。以上、一般会計・特別会計・公営企業会計補正予算9議案につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明いたしますので、お

聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第40号、令和5年度江府町移住促進住宅特別会計補正予算（第1号）の概要について説明させていただきます。議案綴りと本会議資料をご覧くださいと思います。本会議資料のほうに歳入歳出まとめて内訳を書いておりますのでこちらのほうをご覧くださいと思います。この度の補正は、52万8,000円の増額補正でございますが、まず、歳入の内訳について説明させていただきます。住宅使用料マイナスの193万円の減でございます。こちらにつきましては、当初、家賃収入につきましては、特別会計に直接入れる方式で考えておりましたが、家賃補助の国庫補助がある関係上がありまして、国庫補助を受けない額をそのまま歳入に入れる関係で、一般会計で家賃収入は先に受けまして、その分をそのまま歳入としてこちらの特別会計に繰り入れるというふうにさせていただいております。国庫補助分も含めての話で実際に入る家賃収入見込み、今年の1月から3月の見込みを想定しまして246万3,000円というものでございます。歳出につきましては、保険料、テレビ組合負担金は実績に基づき減額をさせていただいておりますが、施設管理委託料29万3,000円の増額につきましては、先程、変更契約で利息分増加した分を増額契約を提案させていただきましたが、その20年間のうちの今年度分の増額分29万3,000円の増額分でございます。併せまして、補正額11万9,000円で他の残につきましては予備費として積み立てているものでございます。

続きまして、議案第41号、令和5年度江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の概要について説明させていただきます。こちらにつきましても、本会議資料の次のページ議案書のほうを併せてご覧くださいと思います。まず、歳入につきましては、国民健康保険税、国庫補助金につきましては、実際の実績に基づきまして減額補正させていただいております。また、県の補助金につきましては、特別調整交付金の増の見込みで増額補正させていただいております。一般会計繰入金につきましては、それぞれこれも実績に基づきましてそれぞれこちらに記載しているような内訳で繰入をさせていただく、増額補正をさせていただいております。歳出につきましても、総務管理費、運営協議会費それぞれ実績に基づきまして減をさせていただいております。また、繰出金につきましては、特別調整交付金分、へき地診療所分ということで、この分につきましてはルールに基づきまして繰り出しをするようにしております。そのほかは、予備費を調整させていただいております。

次のページ、議案第42号、令和5年度江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算

（第４号）の概要について説明させていただければと思います。本会議資料につきましては、次のページをご覧ください。今回の補正額は３，９０５万９，０００円の減額補正でございます。こちらにつきまして、歳入のほうにつきましては、こちらのほうも実績に基づきまして繰入額を４，０７３万７，０００円減額補正させていただいております。受託事業収入につきましては、１，６１７万８，０００円の増でございます。こちらにつきましては、主に予防接種、コロナ等のワクチン接種の委託料の増でございます。また、町債につきましては、診療機器を今年度見送ったこともございまして、事業債のほうを減額１，４５０万円の減としております。歳出につきましては、それぞれ施設管理費、医業費、事業費それぞれ実績に伴いまして減額補正をさせていただいております。また、事業基金につきましては、実際の調整をさせていただいてまして、積立額を本来から若干減らしまして若干と言いますか、２，１９７万１，０００円減額させていただいております。

続きまして、議案第４３号、令和５年度江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第５号）の概要について説明させていただきます。こちらにつきましても、本会議資料の次のページ議案書のほうを併せてご覧いただければと思います。この度の補正は、２，１８８万円の減額補正でございます。こちらにつきまして、まず、歳入からですが、介護保険料につきましては、実績に基づきまして４０万円の増としておりますが、そのほか支払い基金交付金、国庫補助金等、県負担金、繰入金それぞれ給付実績に基づきまして、減額補正させていただいております。歳出につきましては、総務費等につきましては、実績に基づきまして減額をしておりまして、あと保険給付費、地域支援事業費につきましては、給付の実績見込みでそれぞれ増加になっている分もありますが、ほぼ減額となっております。３月までの給付実績見込みに併せまして減額補正しているものでございます。そのほか、予備費のほうは調整で１，３４２万７，０００円の増額とさせていただいております。

続きまして、議案第４４号、令和５年度江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第２号）の概要について説明させていただきます。こちらのほうも本会議資料、議案書のほう併せてご覧いただければと思います。今回の補正は、１１１万の減額補正でございます。歳入についての内訳につきましては、繰入金を２９万円の増。介護サービス施設整備事業債を１４０万円の減でございます。歳出につきましては、委託料それから工事費、備品購入費につきましてはそれぞれ実績及び入札の執行残等に伴いましての減額補正をさせていただいております。修繕料７０万９，０００円につきましては、スプリンクラー、消防施設整備のスプリンクラー装置の警報が作動しまして、こちらのほう点検しましたところ、緊急に修繕が必要ということになりまして、防火施

設にも伴いますので、こちらのほうの予算を修繕料として70万9,000円計上させていただいております。こちらにつきましては、議案書のほうをご覧くださいと思いますが、介護老人保健施設特別会計の議案書の3ページ目に繰越明許費補正ということで、こちらの事業につきましては、スプリンクラーポンプ制御盤取替工事につきましては、年度内の完成が難しいものでして、繰り越しということで繰越明許費として計上させていただいております。また、次のページ、4ページのほうに地方債補正としまして、先程、備品購入等、工事費等、入札減がありましたので、それに伴いまして、地方債のほうも限度額を1,770万に減額にしております。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 続きまして、議案第45号、索道事業会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。議案書をお願いします。3ページの歳入、繰入金2万5,000円の減。そして、4ページ歳出で索道管理費2万5,000円の減としております。歳出におきまして、年度末の実績見込み目内の事業の精査を行いまして、減額をするものでございます。議案第45号、索道事業会計補正予算（第4号）の説明は以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第46号、令和5年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。議案綴り、予算書のほうをご覧くださいませでしょうか。1枚おはぐりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正でございます。まずは、歳入でございます。財産収入でございますが、30万円の減額補正でございます。こちらにつきましては、主なものとしましては、国交省の御机3号砂防堰堤の整備に係る用地買収費の実績見込みに伴う減額でございます。続きまして、諸収入でございます。37万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、使用権付与地、農地の賃借料それから御机地内にあります、東山造林地の分収金の収入を実績見込みで増額させていただいているところでございます。1枚おはぐりいただきまして、歳出でございます。財産区管理会費7万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、歳入で申し上げました東山造林地の分収金等の増額に係るものを7万円の増額計上をさせていただいております。予備費につきましては、2,000円の増額でございます。以下、詳細につきましては、次ページ以降、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいませと思います。

続きまして、議案第47号、令和5年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。引き続き、議案綴りの予算書をご覧くださいませと思います。第1条、第

2条につきましては、先程の町長の提案説明でございましたので省略をさせていただきます。おはぐりいただきまして、3ページをご覧くださいませでしょうか。予算の明細書でございます。収益的収入及び支出を掲載しております。まず、収入についてご説明をさせていただきます。簡易水道事業収益につきましては、補正予定額694万2,000円。補正後の額8,770万9,000円でございます。内訳としまして、営業収益91万8,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、国庫補助金25万9,000円の減額。それから、その他の営業収益につきましては、117万7,000円の増額でございます。いずれも年度末の実績見込みに基づく補正でございますが、その他の営業収益、他会計負担金107万3,000円につきましては、洲河崎地内等における消火栓の設置に係る一般会計からの負担金でございます。営業外収益でございます。営業外収益につきましては、既定額に598万円の増額補正でございます。こちらの主な内容といたしましては、消費税の還付金でございます。596万8,000円を増額補正させていただいております。支出の部でございます。簡易水道事業費用につきましては、既定額に361万4,000円の増額で補正後の額を1億3,257万5,000円としております。内訳につきましては、営業費用につきましては、236万円の増額補正でございます。こちらにつきまして、内訳ですが、原水及び浄水費につきましては、7万3,000円の増額でございます。こちらにつきましては、雪や風等に伴います倒木の伐採に係る経費の増額、あとは実績見込みでございます。配水及び給水費につきましては、16万6,000円の減額でございます。総係費につきましても、34万9,000円の減額でございます。減価償却費でございますが、280万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、機械の修繕等しておるわけでございますが、それに伴います、有形固定資産減価償却費を増額補正させていただいているところでございます。それから特別損失でございます。こちらにつきましては、既定額0円に対しまして、125万4,000円の増額補正を計上させていただいております。こちらにつきましては、過年度料金の還付並びに機器等の更新に伴う償却損を計上しているところでございます。その他、貸借対照表等につきましては、キャッシュ・フロー等につきましてもお読み取りいただければと思います。

続きまして、議案第48号、令和5年度江府町下水道等事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。こちら、第2条、第3条につきましては、先程の町長の提案説明でございましたので省略をさせていただきます。第4条の企業債でございます。借入限度額についての記載でございます。予算第5条の表、過疎対策事業の項中800万を770万に。同表、下水道事業債の項中870万を830万に。同表、資本的平準化事業の項中5,190万を5,28

0 万に改め、同表計の項中 6, 9 2 0 万を 6, 8 4 0 万に改めるものでございます。1 枚おはぐりください。第 5 条でございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで職員の給与費でございます。こちらにつきましては、予算第 8 条第 1 項第 1 号中 8 7 3 万 3, 0 0 0 円を 5 7 2 万 6, 0 0 0 円に改めるものでございます。続きまして、第 6 条でございます。他会計からの補助金でございます。予算第 9 条中 6, 8 2 3 万 7, 0 0 0 円を 6, 6 6 5 万円に改めるものでございます。こちらについては、一般会計からの補助金でございます。資料をおはぐりいただきまして、9 ページをご覧くださいませでしょうか。詳細について明細書に基づきましてご説明を申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。上段が収入になっております。下水道事業収益につきましては、既定額から 3 4 0 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。こちらも基本的には実績見込みに基づく減額でございます。支出でございます。こちらのほうも下水道事業費用でございますが、既定額から 2 9 0 万 8, 0 0 0 円の減額補正でございます。こちらにつきましても、基本的には、実績に基づきます減額が主なものというふうになっております。一番下段の特別損失の欄でございますが、こちらが 4 1 2 万 4, 0 0 0 円の増額補正になってございます。こちらにつきましては、川筋地区、俣野地区等で行っております機器等の更新につきまして、除去資産の計上を行っているものでございます。続きまして、1 枚おはぐりいただきまして、資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。上段の収入でございますが、資本的収入につきましては、既定額にマイナスの 2 0 0 万円の補正予算を計上しているところでございます。こちらにつきましても、基本的には、実績に基づく減額という内容になっているところでございます。下段の支出につきましては、資本的支出でございますが、既定額から 1 1 0 万 7, 0 0 0 円の減額補正でございます。主な内容といたしましては、工事費請負の実績に伴う減額ということでございます。その他、貸借対照表、キャッシュ・フロー、それから給与明細書等でございます。こちらにつきましては、予算書のほうからお読み取りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、一議案ごとに処理進行いたします。

日程第 4 0、議案第 4 0 号、令和 5 年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第 4 1、議案第 4 1 号、令和 5 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘

定)補正予算(第5号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第42、議案第42号、令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第4号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第43、議案第43号、令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第44、議案第44号、令和5年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第45、議案第45号、令和5年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第46、議案第46号、令和5年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第47、議案第47号、令和5年度江府町簡易水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第48、議案第48号、令和5年度江府町下水道等事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第 4 9 陳情書の処理について

○議長（三好 晋也君） 続きまして、日程第 4 9、陳情書の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、タブレットに配信いたしました陳情文書表のとおりです。

おはかりいたします。陳情第 1 号は、教育民生常任委員会に。陳情第 2 号は、総務経済常任委員会に会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情 2 件は、所管の委員会に付託することに決しました。会期中の審査をお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって、散会といたします。ご苦勞様でした。

午前 1 1 時 5 9 分散会
